

国民健康保険

令和7年4月からの国民健康保険(国保)の保険税率の見直しを検討しています 住民説明会を開催します

国民健康保険(国保)制度の安定的な運営が可能となるよう、平成30(2018)年度から都道府県が、市町村とともに国保運営を担うこととなりました。

75歳以上の方の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大等により被保険者数が大きく減少する中、医療の高度化や長期化などにより、一人当たり医療費等が増加傾向となっており、国保財政に大きな影響を与えています。

町では、国保財政を健全に運営するため、令和7年度からの国保の保険税率の見直しを検討しています。

国民皆保険を支える重要な基盤である国保の現状と課題、町で検討しています保険税率の見直し(案)などについて多くの方に理解を深めていただけるよう、次の日程で、住民説明会を開催します。

開催日	時間	会場	開催日	時間	会場
2月7日(金)	10:00~11:30	東桜谷公民館	2月13日(木)	10:00~11:30	必佐公民館
2月7日(金)	14:30~16:00	西桜谷公民館	2月13日(木)	19:30~21:00	林業センター
2月12日(水)	10:00~11:30	日野公民館	2月14日(金)	10:00~11:30	鎌掛公民館
2月12日(水)	14:30~16:00	西大路公民館	2月14日(金)	14:30~16:00	南比都佐公民館

※予約の必要はありませんので、ご都合のつく時間・会場でご参加をお願いします。

国民健康保険の加入・脱退の届出を忘れずに行いましょう

令和6年12月2日(月)から健康保険証の新規発行はできなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しましたが、健康保険の加入・脱退は自動では切り替わりませんので、これまでどおり手続きを忘れずに行いましょう。

届出が遅れると、保険税をさかのぼって納めていただいたり、医療費を返還いただくこともあります。状況が変わったら必ず14日以内に届出を済ませてください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
加入するとき	他の市町村から転入してきた	・資格確認書(お持ちの方) ・転出証明書
	勤務先の健康保険をやめた	・資格確認書(お持ちの方) ・勤務先の健康保険の資格を喪失したことがわかる証明書(退職証明書、離職票、資格喪失証明書など)
	勤務先の健康保険の被扶養者からはずれた	・資格確認書(お持ちの方) ・被扶養者からはずれたことがわかる証明書(資格喪失証明書)
	子どもが生まれた	・届出者の本人確認ができるもの(運転免許証など)
脱退するとき	他の市区町村へ転出する(県内へ転出するときも、日野町の国民健康保険を脱退する手続きが必要です)	・国民健康保険の保険証または資格確認書(お持ちの方)
	勤務先の健康保険に加入または被扶養者になった	・国民健康保険の保険証または資格確認書(お持ちの方) ・勤務先の健康保険に加入した証明書(資格取得証明書)
その他	住所・世帯主・氏名などが変わった	・国民健康保険の保険証または資格確認書(お持ちの方)
	修学のため、子どもが他の市町村に居住する	・国民健康保険の保険証または資格確認書(お持ちの方) ・在学証明書
	資格確認書などをなくしてしまった	・届出者の本人確認ができるもの(運転免許証など)

※住民票が同じ世帯の方以外が手続きをされる場合は委任状が必要になります。

※手続きの際には、表に記載されている持ち物のほか、マイナンバーカード、資格情報のお知らせ(お持ちの方)、窓口で手続きされる方の本人確認ができるもの(写真付きのものは1点、それ以外のは2点)をお持ちください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎ 0748-52-6584

国民年金からのお知らせ

「年金受給者の皆さんへ」

公的年金等の源泉徴収票が
送付されます

日本年金機構より、国民年金や厚生年金等の老齢年金を受給されている方を対象に、1年間の年金の支払総額等が記載された「令和6年分の公的年金等の源泉徴収票」が1月に送付されます。この源泉徴収票には、令和6年中に年金から天引きされた介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康保険税額等が表示されており、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

また、e・Taxを利用した確定申告で使える源泉徴収票の電子データをマイナポータルで受け取ることが出来ます。データの受け取りには、マイナポータルとねんきんネットの連携手続きが必要です。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

※障害年金や遺族年金は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

※源泉徴収票を受け取り後に紛失された方は、草津年金事務所へお問い合わせください。

「今年20歳を迎えられる 皆さんへ」

国民年金の加入義務が生じます

日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、学生の方も含め国民年金に加入することが法律で義務づけられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

公的年金制度は、老後の生活を支えるだけでなく、病気やケガで障がいが残ったときにも、生活を支えてくれる大切な制度です。自分自身の将来のために国民年金に加入し保険料を納めてください。

保険料の納付が困難な方は、学生納付特例や申請免除・納付猶予の制度がありますので、草津年金事務所または住民課保険年金担当までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

日本年金機構 草津年金事務所

☎ 077-567-2220

住民課 保険年金担当

☎ 0748-52-6584



ひの若者会議

“ひの若者会議(仮)”通信

ひの若者会議(仮)とは

次世代を担う若者が、自分たちができること、したいことで、ちょっと日野にいいアイデアを具体的なアクションにつなげていくための集まり。参加メンバーで取り組むテーマごとに「部活」をつくり、プロジェクト化に向け、具体的にできることを考えています。

日野高校生と企画を考えています！

昨年度から日野高校生と交流をしています。高校生のやりたいことの応援と地域活性化を目的に、高校生とメンバーと一緒に企画を考えています。交流はお互いの刺激となり、それぞれが地域のためにできることは何か、深く考える時間になっています。

運営会議を開催しました

令和6年10月22日(火)、林業センター研修室にて、各部会の活動報告と今後の方針について話し合いました。

会議では、今後の取り組みについてのアイデア出し、活動目的の再確認をしました。参加したメンバーからは「若者の応援を重視し、地域活動の推進に取り組んでいこう」と意見があり、現在のメンバーを中心に、新たな若い世代を巻き込んで活動していきたいと思えます。

メンバー募集中！

ひの若者会議(仮)の活動に共感する方、活動を一緒に楽しみたい方、誰かと一緒に何かをしたい方、ぜひ一緒に活動しませんか。興味のある方は下記の問い合わせ先までご連絡ください。



運営会議のようす



▲ひの若者会議(仮)
Instagram

◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎ 0748-52-6552